



(別紙)

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 3 月 28 日

佐井村長 樋口 秀 視



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

佐井村（全集落）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 3 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

個人

5 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手がいらない

5. 農地中間管理機構の活用方針

・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に機構に貸付ける

6. 地域農業の将来のあり方

・農地中間管理機構を活用しながら、地域の中心となる経営体に農地の集積を図り、作業の効率化と規模拡大を目指していきたい  
・村内外からの新規参入を促進していきたい